

パターン①の事業所 総合事業のみなし指定事業所について

指 定	<p><u>H27.3.31 までに</u>旧予防介護の指定を受けている事業所は、総合事業の現行の予防訪問（通所）介護相当の<u>指定を受けたものとみなされる</u>。（効力は H30.3.31 まで。H30.4 以降も継続する場合は、それぞれの市町村に指定申請が必要）</p> <p style="text-align: center;">＜サービスコード 訪問 A 1、通所 A 5＞</p>
	<p>⇒<u>新規指定の手続きは不要</u>（総合事業のみなし指定事業所）</p>
利用者	<p>現行の予防の指定からの円滑な移行のため、指定の効力は <u>全市町村に効力が及ぶ</u>。</p>
	<p>⇒大里広域圏外に住民票がある利用者も新規指定（総合事業）の手続きはせず受入可能</p> <p>※総合事業を実施していない市町村に住民票がある場合は、介護予防給付となります</p>

パターン②の事業所 総合事業のみなし指定を受けていない事業所について

指 定	<p><u>H27.4.1 以降</u>に指定を受けている（又は受ける予定）事業所は、総合事業の現行の予防訪問（通所）介護相当の <u>指定を受けたものとみなされない</u>。</p> <p style="text-align: center;">＜サービスコード 訪問 A 2、通所 A 6＞</p>
	<p>⇒総合事業の利用者を受入れるには、<u>新規指定の手続きが必要</u></p>
利用者	<p>みなし指定が適用されないため、指定の効力が <u>全市町村に及ばない</u>。</p>
	<p>⇒大里広域圏外に住民票がある方を受入れる場合は、<u>事前に指定申請（総合事業）を該当の市町村にそれぞれ指定の手続きが必要</u></p> <p>● 市町村によっては、みなし指定事業所以外の追加の指定を認めない場合もあるため、事前に該当する市町村に確認されたい。</p> <p>※総合事業を実施していない市町村に住民票がある場合は、介護予防給付となります</p>